

日本軍縮学会 発表レジュメ
 部会Ⅲ「化学兵器軍縮の現状と課題」
 タイトル「中国における遺棄化学兵器処理事業の論点」

防衛研究所 田中極子

1. 化学兵器禁止条約（CWC）における遺棄化学兵器の位置づけ

(1) CWCの規定

関連条項

第1条3項 締約国は、この条約に従い、他の締約国の領域内に遺棄したすべての化学兵器を廃棄することを約束する。

第2条6項 「遺棄化学兵器」とは、1925年1月1日以降にいずれかの国が他の国の領域内に当該他の国の同意を得ることなく遺棄した化学兵器（老朽化した化学兵器を含む。）をいう。

(第2条5項 「老朽化した化学兵器」とは、(1) 1925年より前に生産された化学兵器、(2) 1925年から1946年までの間に生産された化学兵器であって、化学兵器として使用することができなくなるまでに劣化したもの)

1925年1月1日より前に製造	1925年～1946年に製造		1946年以降に製造
老朽化化学兵器	使用可能	化学兵器	化学兵器
	使用不可能	老朽化化学兵器	

(※遺棄化学兵器は網掛け部分)

第3条1項 締約国は、この条約が自国について効力を生じた後30日以内に、機関に対して申告を行うものとし、当該申告において、

- (b) 老朽化した化学兵器及び遺棄化学兵器に関し、
 - (ii) 自国の領域内に遺棄化学兵器が存在するか否かを申告し、及び検証附属書第4部(B)8の規定に従って全ての入手可能な情報を提供する。
 - (iii) 他の国の領域内に化学兵器を遺棄したか否かを申告し、及び検証附属書第4部(B)10の規定に従って全ての入手可能な情報を提供する。

検証附属書第4部(A)

12. 「化学兵器の廃棄」とは、化学物質を実質的に不可逆的に化学兵器の生産に適しないものに転換する過程並びに弾薬類及び他の装置を不可逆的に使用することができないようにする過程を言う。

検証附属書第4部(B)

8. 自国の領域内に遺棄化学兵器が存在する締約国（以下「領域締約国」という。）は、この条約が自国について効力を生じた後30日以内に、遺棄化学兵器に関するすべての入手可能な情報を技術事務局に提出する。この情報には、可能な範囲内で、

遺棄化学兵器の所在地、種類、量および現状並びに遺棄に関する情報を含める。

9. 締約国は、この条約が自国について効力を生じた後に遺棄化学兵器の存在を知った場合には、その後 180 日以内に、当該遺棄化学兵器に関するすべての入手可能な情報を技術事務局に提出する。(以下略)
10. 他の締約国の領域内に化学兵器を遺棄した締約国(以下「遺棄締約国」という。)は、この条約が自国について効力を生じた後 30 日以内に、遺棄化学兵器に関するすべての入手可能な情報を技術事務局に提出する。(以下略)
13. 領域締約国は、第 1 条 3 の規定に基づき、8 から 12 までの規定に従って遺棄締約国として特定された締約国に対し、当該領域締約国と協力して遺棄化学兵器を廃棄するために協議を行うよう要請する権利を有する。当該領域締約国は、その要請を直ちに技術事務局に通報する。
15. 遺棄締約国は、遺棄化学兵器の廃棄のため、すべての必要な資金、技術、専門家、施設その他の資源を提供する。領域締約国は、適切な協力を行う。

(2) CWC に基づく中国遺棄化学兵器事業の実施状況

- －1995 年 9 月 15 日、日本 CWC 批准
- －1997 年 4 月 25 日、中国 CWC 批准
- －1999 年 7 月 30 日、日中両国間「中国における日本の遺棄化学兵器の廃棄に関する覚書」署名
- －2000 年 9 月、第 1 回発掘・回収事業を実施、約 4 万 8 千発の遺棄化学兵器を発掘・回収、保管。
- －2010 年 10 月、南京市で移動式処理設備による最初の廃棄作業を開始
- －2012 年 11 月、ハルバ嶺における発掘・回収を開始
- －2012 年 12 月、河北省石家荘市における移動式処理設備による廃棄を開始
- －2014 年 12 月 1 日、ハルバ嶺において試験廃棄開始

2. 中国の遺棄化学兵器処理事業の論点

(1) 発掘・回収

- －埋設されており、発掘困難、数量および種類は推定
- －大部分はハルバ嶺(吉林省吉林省延辺朝鮮族自治州敦化市の南東約 43km の山中)に埋設されているとみられるが、それ以外にも中国各地で発見されており、性質上、その完全な把握は困難。

(2) 廃棄

- －制御爆発方式、加熱爆破方式
- －移動式処理設備の導入
- －インフラ整備

3. 今後の展望

- (1) 化学兵器禁止条約における義務の範囲
- (2) 化学兵器の全廃に向けて